

CPTPP-EU連携などによるルールベースの 国際貿易システム再構築東京会合

2026年5月13日
一般財団法人 国際経済交流財団

1. 経 緯

- 米国のナショナリズム、保護主義の高まり、中国の経済的威圧など地政学的リスクの高まり
 - ➡ サプライチェーン分断の危機
 - ➡ ビジネス活動の不確実性増大
 - ➡ 世界経済に悪影響
 - ➡ パワーベースからルールベースへの国際経済秩序再興へのニーズ高まる

- 2025年11月のCPTPP-EU第一回閣僚理事会合（メルボルン）を踏まえ、JEFと仏大学院シアンスポと政策シンクタンク ジャック・ドロール研究所が共催でトラック1.5の「EU-CPTPP協力」会合を2025年12月パリで実施。CPTPP-EU協力の 이슈について議論。今回はそのフォローアップとしてそれらの 이슈についてどのようなソリューションがあるかを有識者が議論。

- 2026年1月、カナダのカーニー首相のダボス会議演説
 - ➡ 「私たちは断絶の真っ只中にいる。・・・中堅国は一緒にまとまって行動しなければならない」

2. 東京会合の概要

- (1) スケジュール : 5月12日 英国駐日大使主催 ワーキングディナー
 5月13日 JETRO東京本部で一日ラウンドテーブル実施
 (海外からおよそ30名、日本から20名、合計50名を超える有識者が参加)
- (2) プログラム: 弊財団よりはCPTPP-EU連携を実施する処方箋(国際貿易システムの再構築を考える研究会 浦田秀次郎 早稲田大学名誉教授座長)を提言し、議論。

①CPTPP-EU連携によるWTO機能の再構築

- MFN原則の重要性
 (但し、経済安全保障や高まる保護主義に対する貿易救済措置のあり方など必要な例外については議論しWTO改革を行う)
- MPIAの活用
- ブルリ協定の重要性
- WTOコンセンサス方式の見直し

②現代的課題(デジタル・環境)への対応

- デジタル貿易への対応: 2026MC14において、採択された電子商取引についての暫定的措置の早期発効
 信頼ある自由なデータ流通実現等の中長期課題に向けて更なるルール作りを検討
- 環境問題への対応 → IPEFのクリーン経済協定について検討

③異質の経済システムに関連したCPTPP-EU協力の課題

- 補助金規制の適正化: WTOの補助金規定の見直しにより、現行のルールでは規律されていないものも規律の対象とする
- 規模の経済がもたらす市場の失敗への対応: 規模の経済の下での産業補助政策に対する貿易救済措置について検討
- 経済的威圧への対応: IPEFのサプライ・チェーン協定の活用

④CPTPP-EU加盟国間の既存FTA同士の相乗効果と収束

- 超大国へのバーゲニングパワー確保のために、CPTPP-EU FTAは重要
- FTA実現のために、そのマクロ経済効果分析を継続。又、両者協力のイシュー毎に共同研究会を立ち上げ、実施。
- 両者のFTAがなくても3か国以上がそれぞれの間で同一原産地規則を採用したFTAを結んだ場合に両者にメリットがあるような分野の選択など → 6月15日にスウェーデン主催でWebinarを開催。
- 「改革のインキュベータ」に「オタワグループ」のように機能

< 参考 1 >

紛争解決制度は部分的に機能している

- 上級委員会機能停止後のWTO紛争付託（協議要請）件数

95-19平均	2020	2021	2022	2023	2024	2025
23.7	5	9	8	6	10	12

- MPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）の現状

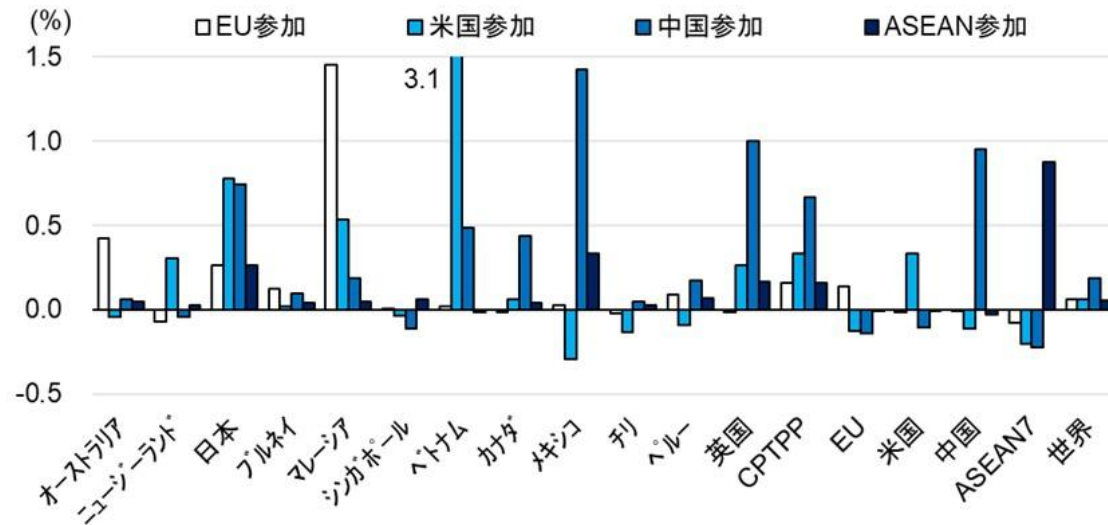
- 締約国：61カ国・地域
 - 日、豪、加、中、墨、星、英、EU及び加盟国など
- 案件

付託合意	報告書
15(1) #	3(1) #

= ()内はMPIA準拠の非締約国間案件

< 参考 2 > 経済効果分析は法的議論の背景として極めて重要。

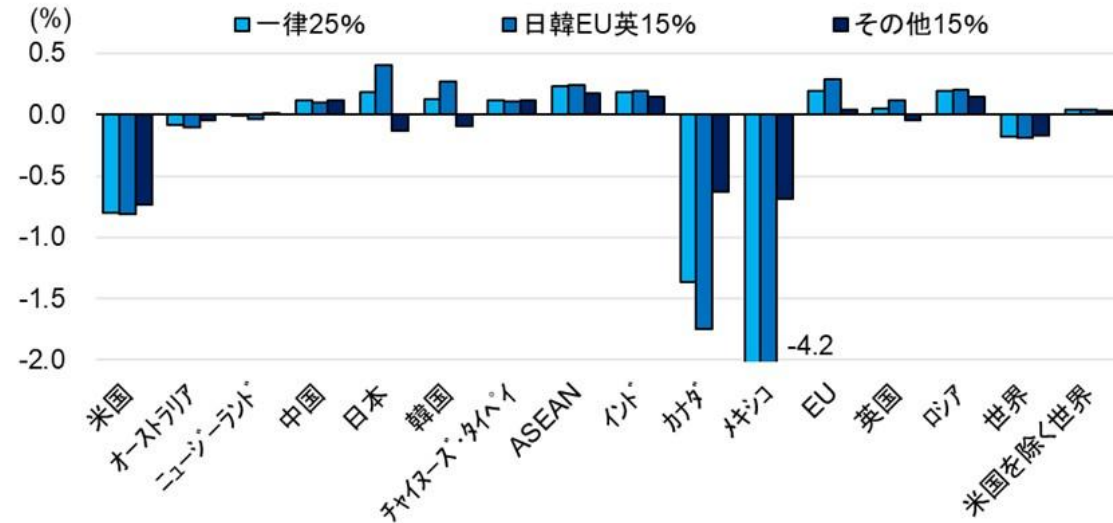
図1 CPTPP拡大の実質GDPへの効果



CPTPP経済の実質GDPは、米国(0.33%)、中国(0.67%)のCPTPP参加に比べれば小さいものの、EUのCPTPP参加で0.16%増加
 EUの実質GDPは、CPTPP参加で米国、中国参加の貿易転換効果を相殺

出所：川崎研一(2026)、「CPTPP拡大の経済効果」、政策分析の焦点25-9、政策研究大学院大学を基に作成

図2 米国MFN離脱の実質GDPへの影響



米国はMFN関税より高い自動車25%関税で第一の損失者
 一律25%の場合、日本、韓国、EU、英国が15%の場合、その他が15%の場合で、
 米国以外の経済の得失には相違

出所：川崎研一(2026)、「WTOのMFN離脱コスト」、政策分析の焦点25-11、政策研究大学院大学を基に作成